

○ 愛知県都市職員共済組合の地方債の引受けに関する事務取扱要綱

(昭和 59 年 3 月 27 日制定)

改正 昭和 63 年 2 月 2 日
平成 9 年 10 月 1 日
平成 12 年 2 月 18 日
平成 20 年 5 月 16 日
平成 25 年 2 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体（以下「所属所」という。）が起債する地方債を引き受ける場合の事務取扱いについて定めることを目的とする。

(引受けの方法)

第 2 条 地方債の引受けは、証書貸付の方法によるものとする。

(借入れの申込み)

第 3 条 借入れの申込みは、長期資金借入申込書（様式 1）に起債許可書の写及び事業の概要が確認できる書類を添えて貸付日の 20 日前までに組合に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第 4 条 組合は、前条の申込みを受けたときは、添付書類を確認のうえ、貸付日の 5 日前までに貸付けの決定をするものとする。

(平12.2.18・一部改正)

(借用証書の提出等)

第 5 条 所属所は、前条の決定を受けたときは、長期資金借用証書（様式 3）に償還年次表（様式 4）をそえて貸付日までに組合に提出しなければならない。

2 償還年次表は、組合が作成し、所属所へ送付するものとする。

(貸付日)

第 6 条 貸付日は、毎年 3 月 30 日又は 5 月 30 日のいずれかの所属所の希望する日とし、所属所の指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、貸付日が銀行休業日の前営業日に当たるときは、その前日とし、貸付日が銀行休業日に当たるときは、その前々日とする。

(平9.10.1、平25.2.8・一部改正)

(貸付利率)

第 7 条 貸付の利率は、理事長が別に定める。

(昭63.2.2・一部改正)

(利息の計算)

第 8 条 利息は、半年賦計算の方法によるものとする。

ただし、半年に満たない利息を計算するときは、年利率に対する半年の日割りをもって計算し、円位未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(平20.5.16・一部改正)

(償還期限)

第9条 償還期限は、別表のとおりとする。

(償還方法)

第10条 償還方法は、半年賦元金均等償還とし、千円未満の端数があるときは、その端数は、最終償還日に加算して償還するものとする。

2 償還金は、償還年次表に基づく組合からの請求書類により、組合の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(元利金の支払期日)

第11条 元利金の支払期日は、毎年5月20日及び11月20日又は毎年8月20日及び2月20日とする。

(起債前貸)

第12条 地方債は、第6条の規定にかかわらず、前貸しすることができる。この場合の利率は、第7条の例による。

2 前項の起債前貸に関する手続き等については、第3条から第6条までの規定を準用する。この場合において、第3条中「長期資金借入申込書(様式1)に起債許可書の写」とあるのは「長期資金前貸申込書(様式5)に起債許可予定通知書の写」と、「20日前」とあるのは「10日前」と、第5条第1項中「長期資金借用証書(様式3)に償還年次表(様式4)を添えて貸付日」とあるのは「長期資金前貸借用証書(様式7)を貸付けを希望する日」と、第6条中「毎年3月30日」とあるのは「所属所の希望する日」と読み替えるものとする。

(平12.2.18、平20.5.16・一部改正)

附 則

1 この要綱は、昭和59年6月1日から施行する。

2 地方債の証書貸付事務取扱要領(昭和44年3月3日44都共第14号)は廃止する。

3 この要綱の施行の日の前日において現に貸付中の地方債は、この要綱による貸付とみなす。

附 則 (昭和63年2月2日)

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月1日)

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月18日)

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月16日)

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月8日)

この要綱は、平成25年2月8日から施行する。

別 表

償還期限	5年	10年	15年	20年	25年
事業の種類	機 械 自 動 車 消防施設（消 防庁舎を除 く。）	農地及び農林 業施設 農林共同利用 施設 草地造成改良 通 信 施 設	道 路 排 水 施 設 防災集団移転 自転車道等整 備事業 試験研究施設 給 食 施 設 市 民 会 館 図 書 館 ・ 博 物 館 その他の文教 集会施設	河 川 事 業 港 湾 事 業 海 岸 事 業 都市計画事業 治 山 ・ 防 砂 土 地 改 良 隧 道 橋 梁 公 園 学 校 プ ール	住 宅 学 校 庁 舎

- 備 考
- 1 据置期間は、償還期限のうち1年とする。
 - 2 この表に掲げる以外の事業の償還期限は、そのつど組合が定めるものとする。

(様式 1)

				第	号		
				平成	年	月	日
愛知県都市職員共済組合理事長 殿							
				借入団体名			
				借入団体の長氏名			印
長期資金借入申込書							
愛知県都市職員共済組合の資金を、次の要領により借りたいので、関係書類を添えて申し込みます。							
1	金	額					円
2	事	業	名				
			(フリガナ)				
3	利	率	年				%
4	資金の受取金融機関			銀行	支店		預金
				口座番号			名義人
5	借入年月日			平成	年	月	日
6	償還方法			半年賦元金均等償還			
7	完済期日			平成	年	月	日

(様式2) 削除

(平12.2.18・削除)

(様式3)

	第	号
	平成	年 月 日

愛知県都市職員共済組合理事長 殿

債務者(借入団体)
代表者(職氏名) ⑩

長期資金借用証書

借入金額 金 円也

「 」(以下「乙」という。)は、次の条項を確認のうえ、愛知県都市職員共済組合(以下「甲」という。)から上記金額を借用しました。

(借入金の用途)

第1条 乙は、この借入金を次の事業費又は経費の財源として使用します。

事業名

(借入金の利率)

第2条 この借入金の利率は、年 %とする。ただし、金融情報の変動に応じ、甲が一般金融市場における金利を勘案して定める利率に変更されても異存はないものとする。

(償還)

第3条 乙は、この借入金の元金を別表「償還年次表」のとおり分割して償還するものとする。ただし、その全部又は一部について甲の承認を得て償還期限を繰り上げて行う償還(以下「繰上償還」という。)をすることができるものとする。

第4条 乙は、この借入金に関し、次の各号に掲げる理由があるときは、当該理由に係るこの借入金の額について甲から繰上償還を求められても異存ないものとする。

(1) この借入金が第1条に定める用途に係る事業に使用されていないとき。

(2) この約定により甲の承認を受けることが必要な事項について受けなかったとき。

(3) 第9条の定めるところによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(4) 虚偽の事実に基づいてこの借入金の借入れをしているとき。

2 前項により繰上償還がなされる場合の償還金額及び償還期日は、甲が定めるものとする。

(利息の支払)

第5条 乙は、この借入金の利息を第3条ただし書又は前条の定めによる繰上償還の場合にあってはそのつど、その他の場合にあっては別表「償還年次表」により支払

うものとする。

(違約金)

第6条 乙は、この借入金について、所定の期日までに元金の償還又は利息の支払いをしなかった金額があるときは、当該期日の翌日から償還又は支払いをした日までの日数に応じ、その償還又は支払いをしなかった元金又は利息の金額に対し、年14.6%の割合により算定して得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還又は支払いをすることができなかつたことについて甲の認定を得たときは、当該認定にかかる期間については、違約金の支払いを要しないものとする。

(債務履行の方法)

第7条 乙は、この借入金に係る元金及び利息については、甲の定める払込書類により、甲の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(取得財産に係る処分の制限等)

第8条 乙は、この借入金の金額を償還するまでの間は、甲の承認を得ないで当該借入金の使用により取得した財産（権利を含む。）の全部又は一部について当該借入れの目的に反して使用し、貸付け、又は一切の処分行為（譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。）をしてはならないものとする。

(調査及び報告)

第9条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け又は報告を求められても異存ないものとする。

(約定事項の改定)

第10条 乙は、この約定事項（償還年次表を含む。）について改定がなされたときは、甲の指定する追証書を甲に提出して当該約定事項を改定するものとする。

愛知県都市職員共済組合の地方債の引受けに関する事務取扱要綱

(様式4)

償 還 年 次 表

ファンド	<input type="text"/>				
ファンド名称	<input type="text"/>				
銘柄名称	<input type="text"/>				
自治体コード	<input type="text"/>				
自治体名称	<input type="text"/>				
発行日	<input type="text"/>	利払いサイクル	1	7	
償還日	<input type="text"/>		2	8	
利率	<input type="text"/>		3	9	
			4	10	
			5	11	
			6	12	

償還回次	支払期日 年月日	未償還元金	内訳			備考
			元金	利子	合計	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
合 計						

(様式5)

				第	号		
				平成	年	月	日
愛知県都市職員共済組合理事長 殿							
				借入団体名			
				借入団体の長氏名			印
長期資金前貸申込書							
愛知県都市職員共済組合の資金を、次の要領により借り入れたいので、関係書類を添えて申し込みます。							
1	金	額					円
		(フリガナ)					
2	事	業	名				
3	利	率	年				%
4	資金の受取金融機関			銀行	支店		預金
				口座番号			名義人
5	借入希望年月日			平成	年	月	日
6	償還方法及び期日			長期資金前貸借用証書に掲げられた当該各条項による。			

(様式6) 削除

(平12.2.18・削除)

(様式7)

	第	号
	平成	年 月 日

愛知県都市職員共済組合理事長 殿

債務者(借入団体)
代表者(職氏名) ⑩

長期資金前貸借用証書

借入金額 金 円也

「 」(以下「乙」という。)は、次の条項を確約のうえ、愛知県都市職員共済組合(以下「甲」という。)から上記金額を借用しました。

(借入金の用途)

第1条 乙は、この借入金を第5条の定めにより長期資金に借り換えるまでの間における次の事業費又は経費の財源として使用し、他に流用しないものとする。

事業名

(借入金の利率)

第2条 この借入金の利率は、年 %とする。ただし、金融情報の変動に応じ、甲が一般金融市場における金利を勘案して定める利率に変更されても異存はないものとする。

(繰上償還)

第3条 乙は、甲の承認に得て、この借入金の全部又は一部について第5条の定めによる借換えがなされるまでの間に行う償還(以下「繰上償還」という。)をすることができるものとする。

第4条 乙は、この借入金に関し、次の各号に掲げる理由があるときは、当該理由に係るこの借入金の額について甲から繰上償還が求められても異存ないものとする。

(1) この借入金が第1条に定める用途に係る事業に使用されていないとき。

(2) この約定により甲の承認を受けることが必要な事項について受けなかったとき。

(3) 第11条の定めるところによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(4) 次条第1項の定めによる長期資金への借換えの手続をしなかったとき。

(5) 虚偽の事実に基づいて、この借入金の借入れをしているとき。

2 前項により繰上償還がなされる場合の償還金額及び償還期日は、甲が定めるものとする。

(長期資金への借換え)

第5条 乙は、前2条の定めにより繰上償還がなされる金額を除き、この借入金を長期資金に借り換えなければならないものとする。

2 乙は、前項の定めによる借換えをしようとするときは、長期資金の借入れの申込みの手続きをするものとする。

(借換えの日)

第6条 前条第1項の定めにより、この借入金を長期資金に借り換える日は、長期資金の貸付日とする。

(利息の支払)

第7条 この借入金の利息の支払期日は、前条に定める長期資金への借換えがなされる日及び第3条又は第4条各号による繰上償還の場合にあっては、そのつどとする。

(違約金)

第8条 乙は、この借入金について、所定の期日までに元金の償還又は利息の支払いをしなかった金額があるときは、当該期日の翌日から償還又は支払いをした日までの日数に応じ、その償還又は支払いをしなかった元金又は利息の金額に対し、年14.6%の割合により算定して得た金額の違約金を甲に支払うものとする。ただし、災害その他の不可抗力により当該期日に償還又は支払いをすることができなかったことについて甲の認定を得たときは、当該認定にかかる期間については、違約金の支払いを要しないものとする。

(債務履行の方法)

第9条 この借入金のうち第5条の定めにより借換えがなされた元金の額と当該借換えにより乙が甲から融通を受ける長期資金の額の間における対当額は、相殺により決済するものとする。

2 乙は、この借入金に係る元金及び利息については、甲の定める払込書類により、甲の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(取得財産に係る処分の制限等)

第10条 乙は、この借入金の金額を償還するまでの間は、甲の承認を得ないで当該借入金の使用により取得した財産(権利を含む。)の全部又は一部について当該借入れの目的に反して使用し、貸付け又は一切の処分行為(譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。)をしてはならないものとする。

(調査及び報告)

第11条 乙は、この借入金の使用の状況その他この借入金に関し必要な事項について、甲から調査を受け又は報告を求められても異存ないものとする。

(約定事項の改定)

第12条 乙は、この約定事項について改定がなされたときは、甲の指定する追証書を甲に提出して当該約定事項を改定するものとする。